

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業補助金(間接補助)の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (各事務所長等が別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：間接補助金支払日をいいます。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

・実績報告を受けて額の確定を行った後に支払います。

資料提出・問合せ先

申請市町村	資料提出・問合せ先
岩美町	東部庁舎鳥取県土整備事務所維持管理課 電話 0857-20-3604
若桜町、智頭町、八頭町	八頭庁舎八頭県土整備事務所維持管理課 電話 0858-72-3857
倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	中部総合事務所県土整備局維持管理課 電話 0858-23-3216
境港市、大山町、南部町、伯耆町	西部総合事務所米子県土整備局維持管理課 電話 0859-31-9712
日南町、日野町、江府町	日野振興センター日野県土整備局維持管理課 電話 0859-72-2046

全般的なことに関する問合せ先

県土整備部道路局道路企画課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7619
メールアドレス dourokikaku@pref.tottori.jp